

令和6年8月2日

多摩療護園短期入所事業ご利用の皆様へ

社会福祉法人 東京緑新会
多摩療護園 園長 岩谷 健治

新型コロナウイルス感染症流行期における短期入所事業の実施について

日ごろから障害者支援施設多摩療護園、地域生活相談室おあしすの運営にご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が5類感染症に移行して1年数か月が経過しますが、これまで職員は単発で複数の罹患があったものの利用者の罹患は2名に留まっていました。

しかし、令和6年(2024年)7月4日から15日までの12日間で入所利用者9名、ショートステイ利用者1名、生活支援員及び看護師16人、清掃委託業者従業員3人に感染が及ぶ施設内集団感染(クラスター)が発生してしまいました。7月31日現在、1名の利用者が入院継続、今回クラスターと異なった感染経路により罹患したと思われる利用者1名が療養中となっております。

一方、7月20日以降今回クラスターに起因すると思われる新たな発症者が利用者及び職員においても認められないことから、7月30日をもってクラスターの収束と判断しました。この間、多摩療護園短期入所事業の中止などに伴い利用者の皆様にはご心配、ご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、新聞報道等でご承知のことと思いますが現在新型コロナウイルス感染症のさらなる流行拡大が懸念されております。多摩療護園では診療所長及び産業医と連携しながら注意深く対応を検討、実施してまいりますが、感染症流行期における短期入所事業の実施について以下の対応とさせていただきますので、みなさまのご理解、ご協力をお願い致します。

【利用申し込みについて】

流行期か否かを問わずこれまで同様、3ヶ月前の事前申込制度といたします(例、9月1日～10日までが12月分の利用申し込み期間)。

【新型コロナウイルス流行期の判断と対応について】

多摩療護園診療所長及び産業医(日野市小松医院長)が発熱外来受診者の動向、国データ等を参考に判断いたします。なお、短期入所事業利用承認期間(利用予定日)が感染症流行期と判断された場合は、以下の対応となりますのでご理解ご協力をお願い致します。※利用期間が感染症流行期に該当すると判断された場合は、利用1週間前を目途に行っております様子確認のための電話連絡時にお伝えいたします。

※裏面に続きます。

①短期入所事業利用開始日から遡って一週間の体調管理の徹底（この期間に発熱や咳症状があった場合は利用をお断りする場合がございます）。

②利用期間中に新型コロナウイルス感染症の施設内発生が確認された場合、利用期間の短縮又はサービス提供内容の変更がございます。

（予想されるサービス内容の変更例）

「食事提供」→利用階リビングでの集団での食事を短期入所専用居室での食事とさせていただきます場合がございます。

「入浴」→浴室での機械浴槽又は一般浴槽での入浴を居室での清拭対応とする場合がございます。

「外出、創作活動」→中止する場合がございます。

「利用期間中の通所生活介護事業併用」→中止とさせていただきます。

「施設での生活」→リビングや他フロアへの移動が制限され、居室のみでの生活となる場合がございます。

※新型コロナウイルス感染症流行期か否かに関わらず、短期入所事業利用期間中利用者ご本人が発熱した場合は利用を中断していただく場合がございます。また、新型コロナウイルスの施設内感染が確認された場合は、状況に応じて短期入所事業を一時的に中止いたします。

多摩療護園は基礎疾患を有する重度障害者が集団で暮らす施設であることをご理解の上、何卒、ご協力をお願い致します。

社会福祉法人東京緑新会

多摩療護園

東京都日野市程久保872-1

TEL 042-591-6885

Fax 042-591-6893